

構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る 評価・調査委員会の評価意見等に関する今後の政府の対応方針

平成24年4月9日
構造改革特別区域推進本部

構造改革特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）において、「規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。」「一方、地域性が強い規制の特例措置については、特区において当分の間存続させることとする。」とされている。評価・調査委員会は、この基本理念に基づき、構造改革特別区域（以下「特区」という。）における特定事業の実施状況についての独自の調査や規制所管省庁からの意見聴取を踏まえて評価を行った。

これらの結果について、評価・調査委員会は、特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見として取りまとめたところである。

また、これまでの特区の提案に対する政府の対応方針において「規制所管省庁が今後検討を進める」とされた規制改革事項について、政府においてとりまとめを行った。

これらを踏まえ、構造改革特別区域推進本部は、特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価・調査委員会の評価意見等に関する今後の政府の対応方針について、以下のとおり決定する。

1. 全国展開する規制の特例措置

地域を限定することなく全国展開することとする規制の特例措置については、別紙1のとおりとする。これらの規制の特例措置については、基本方針別表1から削除するとともに、別紙1に示された全国展開の実施内容及び実施時期を基本方針別表2に追加する（但し、規制の特例措置の一部を全国展開するものについては、全国展開される内容を基本方針別表2に記載し、規制の特例措置として存続する内容については基本方針別表1に記載する）。

規制所管省庁は、基本方針別表2に追加した規制の特例措置を定める法令等の改正等を行う。その改正等の案を作成するに当たって、規制所管省庁は、基本方針別表2に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

なお、規制所管省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、基本方針別表2に即して法令等の改正等を行った

場合においても実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等、実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

2. 今後一定の実績が確認された時点で特段の弊害が確認されなければ全国展開する規制の特例措置

今後一定の実績が確認された時点で特段の弊害が確認されなければ全国展開する規制の特例措置は、別紙2のとおりとする。この規制の特例措置については、別紙2に掲げる今後の対応方針に基づき、弊害が生じていなければ評価を経ることなく全国展開し、弊害が生じていれば改めて評価を行うこととする。

3. 特区において当分の間存続させる規制の特例措置

特区において当分の間存続させることとする規制の特例措置は、別紙3のとおりとする。この規制の特例措置は、地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

4. 全国展開に関して再度評価を行う規制の特例措置

全国展開に関する評価を再度行うこととする規制の特例措置は、別紙4のとおりとする。これらの規制の特例措置については、別紙4に掲げる今後の対応方針に基づき、所要の対応を行うこととする。

5. 「規制所管省庁が今後検討を進める」とされた規制改革事項

ア. 新たに特区において講じるべき規制の特例措置

新たに特区において講じるべき規制の特例措置は、別紙5のとおりである。

イ. 全国において実施する規制改革事項

特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別紙6のとおりである。

ウ. 規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項

規制所管省庁において、今後前向きに検討を進める規制改革事項は、別紙7のとおりである。これらについては、規制所管省庁はその検討内容及び進捗状況について内閣官房に所要の報告を行い、内閣官房は、提案の趣旨を損なわないよう適切にフォローアップしていくものとする。

別紙1 全国展開する規制の特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	全部／一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施 する法令等	実施時期	所管省庁
832	インターネット等 のみを用いて授 業を行う大学に おける校舎等施 設に係る要件の 弾力化による大 学設置事業	地方公共団体が、その地域内においてインターネット等のみを利用して授業を行う大学の設置を促進する必要があると認める場合には、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、インターネット等のみを利用して授業を行う大学の設置に当たって、大学設置基準等に規定する校舎等の施設に関する基準によらないことを可能とする。	一部	大学(学部)については、規制所管省庁において、教員と学生との対面性を補完しうる方策などインターネット大学に関する課題について、専門的な見地から十分な検討を行った上で、全国展開を行うこと。	省令	平成25年度中を目途に措置	文部科学省
935	伝統的建造物を利用した旅館営業事業	玄関帳場等の構造設備基準を緩和し、伝統的建造物の特性を維持したまま、旅館として営業することを可能にする。	全部	善良の風俗の保持のために必要な要件の付与等を行った上で、全国展開を行うこと。	省令	平成23年度中に措置	厚生労働省

別紙2 今後一定の実績が確認された時点で特段の弊害が確認されなければ全国展開

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
934	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業	障害者又は障害児が、近隣において、障害者自立支援法に基づく自立訓練等を利用することが困難な場合に、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とする。	<p>平成24年度以降、規制所管省庁は内閣官房と連携して毎年度利用状況の把握を行った上で、以下の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童デイサービスについては、個別支援計画の策定が要件とされた平成22年6月以降、サービス利用実績のある事業所が累積で5か所(同一の事業所で複数のサービス利用実績があった場合も、1か所として考える。以下自立訓練において同じ。)になった時点で、弊害が生じていなければ評価を経ることなく全国展開し、弊害が生じていなければ改めて評価を行う。 ・自立訓練については、個別支援計画の策定が要件とされた平成23年6月以降、サービス利用実績のある事業所が累積で5か所になった時点で、弊害が生じていなければ評価を経ることなく全国展開し、弊害が生じていなければ改めて評価を行う。 <p>内閣官房及び規制所管省庁は、本特例措置について、一層の周知や情報提供に努めるとともに、特に規制所管省庁は、有効に実施されている地域での取組事例を踏まえ、円滑に実施し、効果を生じるために必要なポイントと考えられる事項を他地域の地方公共団体等の関係者に対し情報提供するなど、本特例措置の有効な活用が進むよう取り組むこと。</p> <p>規制所管省庁において特段の弊害が確認されず全国展開する場合には、規制所管省庁が把握した利用状況や全国展開の具体的内容について、あらかじめ評価・調査委員会に報告すること。</p>	—	厚生労働省

別紙3 特区において当分の間存続させる規制の特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	今後の対応方針	所管省庁
506	外国人技能実習 生受入れによる 人材育成促進事 業	中小企業等が外国人技能実習生の実 習実施機関となる場合の上限である、 受入れ人数枠を3人から6人に拡大す る。	<p>規制所管省庁は、特区における取り組みとして、地方公共団体に対して文書の発出等を行うことにより制度の周知・徹底を図るとともに、今後、地方公共団体が実施する実習実施機関に対する定期的な訪問調査・報告を通じて特区における技能実習制度の適切な運営の確保に取り組むこと。</p> <p>なお、規制所管省庁は、外国人技能実習制度一般に生じている弊害について、全国の監理団体及び実習実施機関に対し、平成22年7月に施行された新しい技能実習制度を踏まえて制度の周知・徹底を図るとともに、地方入国管理官署は労働基準監督署等関係機関と連携し、全国の監理団体を対象として実態調査を実施するとしている。</p> <p>規制所管省庁は、これらの状況について平成26年度に評価・調査委員会に報告するものとし、評価・調査委員会は、その内容について検討を行うものとする。更に、それ以降においても、規制所管省庁は、評価・調査委員会の求めに応じて報告するものとする。</p>	法務省

別紙4 全国展開に関して再度評価を行う規制の特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
830	市町村委員会による特別免許状授与事業	市町村教育委員会が、地域の特性を生かした教育を実施するなど教育上特段のニーズがあると認める場合は、その市町村でのみ効力を有する特別免許状を授与することを可能とする。	<p>規制所管省庁の調査によると、本来なら免許状の保有を必要としない者や、教科の専門的知識・技能を有するか疑問である者に免許状が授与されている事例が見られるとのことであった。また、認定地方公共団体は、もともと免許状授与の実務経験や、高校の教科専門性の判断に資する経験を有しておらず、しかも、特区認定後の免許状授与行為も複数年に一度にとどまるため、免許状の授与・管理の知識の蓄積が期待できず、こうした事務に苦慮しているとの指摘がなされた。こうしたことから、規制所管省庁としては本特例措置は廃止すべきであり、地域の特性をいかした教育等の実施は、認定地方公共団体の域内において普通免許状を有する者と同様の効果を有する特別免許状ではなく、「都道府県教育委員会による特別免許状授与の促進」や「特別非常勤講師制度」などを活用することといった地域の特性を活かした取組を推進する方策を検討していくことが必要ということであった。</p> <p>一方、評価・調査委員会の調査では、地元人材の活用等によって教育方法や教育提供主体の多様化が図られていることが確認された。また、特別免許状授与者がスクーリングに参画することによる地元人材の雇用創出効果があったこと及びスクーリングにおいて、町民と生徒の交流が深まり、さらには町の芸術文化の向上や生涯学習の推進に効果があったという地域貢献の効果も確認された。本特例措置を実施している4つの地方公共団体からはいずれも、効果が発現しているとの回答があり、本特例措置について、将来展望として、今後も特色ある教育活動のため、経験を積んだ社会人の能力を学校教育に活用することを期待すると回答してきており、存続の必要性が示された。</p> <p>以上の点を踏まえ、本特例措置については、認定地方公共団体が特別免許状授与制度の趣旨を踏まえた上で、学校現場の実情を的確に把握しつつ、特別免許状の適切な授与及び管理を行うことが重要である。</p> <p>したがって、内閣官房及び規制所管省庁は、構造改革特別区域基本方針に定められたそれぞれの役割に基づき、市町村教育委員会による免許事務が適正に行われることを担保するための手段等について更に検討を行うこと。その上で、当該検討を踏まえつつ平成25年度に報告を行った上で、評価を行う。</p>	平成25年度	文部科学省

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
832	インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業	地方公共団体が、その地域内においてインターネット等のみを利用して授業を行う大学の設置を促進する必要があると認める場合には、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、インターネット等のみを利用して授業を行う大学の設置に当たって、大学設置基準等に規定する校舎等の施設に関する基準によらないことを可能とする。	<p>規制所管省庁によると、特区計画の履行状況については、2つの認定特区のうち、平成21年度の調査において問題点が指摘されていた1特区において一定の改善が図られているとのことであった。また、図書館やコミュニケーションのためのスペース不足や充実の必要性等の課題について、学生・教員双方から少なからず指摘されている状況である。</p> <p>一方、評価・調査委員会の調査では、時間的・地理的制約を超えた専門教育を受ける機会を提供することによる人材育成がはかられていることが確認された。また、校舎等施設の維持整備にあてる資金を教員の人件費に回すことによって、教授陣及び研究活動の充実が図られ、雇用創出効果等の経済的効果があることも確認された。</p> <p>以上を踏まえ、大学については、規制所管省庁の指摘のとおり改善すべき課題は依然残っているが、評価・調査委員会として、全国展開を視野に課題を検討することは重要であると考えられる。</p> <p>したがって、規制所管省庁において、教員と学生との対面性を補完しうる方策などインターネット大学に関する課題を克服する方策について、専門的な見地から十分な検討を行った上で、平成25年度を目途に全国展開を行う。</p> <p>一方、本特例措置を大学院において活用する場合には、一定の施設の保有自体を要しないこととされており、弊害の発生について一層の検証が必要と考えられるところ、現在までに大学院についての適用事例はないことから、大学院において本特例措置の活用実績が確認された時点で、評価・調査委員会において改めて評価を行うこととする。</p> <p>なお、専門部会においては以下のような議論があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本がこれから迎える人口減少化社会に向けた教育や、僻地における教育等に対して、どのような工夫ができるかという観点から考えると、大学におけるインターネットによる教育は初等中等教育の参考となりうるという点においても重要。 ・米国ではインターネットを利用した教育が進んでいるが、最近は対面性が重要視されるとともに教育技術を活かす方法が重要。そういった観点も踏まえた専門的な検討が必要。 	大学院において本特例措置の活用実績が確認された時点	文部科学省

別紙5 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置〔A分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
1013	普及指導員の任用資格要件の拡大	農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第9条 農業改良助長法施行令(昭和27年政令第148号)第3条	平成23年8月24日に公表した「普及事業の新たな展開について(普及事業の見直し結果)」を踏まえ、普及指導員資格を有していない場合であっても、6次産業化等の新たな政策課題に対応できる専門家を普及指導員に任用できるよう、法制的な論点を検討の上、特区において必要な措置を講ずる。 【平成23年10月28日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	農林水産省

別紙6 全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項〔B分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
451	地方独立行政法人に係る公務員型から非公務員型への移行の簡素化	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第8条第3項	<p>地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時の検討の結果に基づき、特定地方独立行政法人を一般地方独立行政法人とする定款の変更を行うことができることとする地方独立行政法人法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」を国会に提出した。</p> <p>【平成23年3月30日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】</p>	平成24年度	総務省
535	留学生の在留期間延長	<p>出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2第3項</p> <p>出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)第3条、別表第2</p>	<p>第171回国会において成立した出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)により、新たな在留管理制度の導入に伴い在留期間の上限が5年とされた。これを踏まえ、現在、在留資格「留学」については、最長の在留期間を「2年3月」としているところ、大学等における教育期間が4年であることを考慮して、「4年3月」の在留期間を定めた改正入管法施行規則が平成24年7月9日に施行される。</p> <p>【平成22年3月25日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「改正入管法の施行日(公布の日(平成21年7月)から3年以内)までに結論」とされていたもの】</p>	平成24年7月9日	法務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
536	「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」「企業内転勤」在留資格者の在留期間の延長	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)第3条、別表第2	<p>第171国会において成立した出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)により、新たな在留管理制度の導入に伴い、在留期間の上限が5年とされたことから、「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」「企業内転勤」の在留資格について、「5年」の在留期間を定めた改正入管法施行規則が平成24年7月9日に施行される。</p> <p>【平成22年3月25日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「改正入管法の施行日(公布の日(平成21年7月)から3年以内)までに結論」とされていたもの】</p>	平成24年7月9日	法務省
537	在留期間延長の特例	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)第3条、別表第2	<p>第171国会において成立した出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)により、新たな在留管理制度の導入に伴い、在留期間の上限が5年とされたことから、一定の在留資格については、「5年」の在留期間を定めた改正入管法施行規則が平成24年7月9日に施行される。</p> <p>【平成22年3月25日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「改正入管法の施行日(公布の日(平成21年7月)から3年以内)までに結論」とされていたもの】</p>	平成24年7月9日	法務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
538	観光業務に従事する外国人労働者の在留資格要件等の緩和	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)第3条、別表第2	第171国会において成立した出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)により、新たな在留管理制度の導入に伴い、在留期間の上限が5年とされたことから、一定の在留資格については、「5年」の在留期間を定めた改正入管法施行規則が平成24年7月9日に施行される。 【平成22年3月25日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「改正入管法の施行日(公布の日(平成21年7月)から3年以内)までに結論」とされていたもの】	平成24年7月9日	法務省
539	外国人企業家の在留期間の延長	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)第3条、別表第2	在留期間の延長に関しては、第171国会において成立した出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)により、新たな在留管理制度の導入に伴い、在留期間の上限が5年とされたことから、一定の在留資格について、「5年」の在留期間を定めた改正入管法施行規則が平成24年7月9日に施行される。 【平成22年3月25日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「改正入管法の施行日(公布の日(平成21年7月)から3年以内)までに結論」とされていたもの】	平成24年7月9日	法務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
540	「投資・経営」に関する在留期間の延長	<p>出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2第3項</p> <p>出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)第3条、別表第2</p>	<p>「投資・経営」の在留資格に伴う在留期間に関しては、第171国会において成立した出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)により、新たな在留管理制度の導入に伴い、在留期間の上限が5年とされたことから、「投資・経営」の在留資格について、「5年」の在留期間を定めた改正入管法施行規則が平成24年7月9日に施行される。</p> <p>【平成22年3月25日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「改正入管法の施行日(公布の日(平成21年7月)から3年以内)までに結論」とされていたもの】</p>	平成24年7月9日	法務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
541	外国法事務弁護士事務所の法人化	弁護士法(昭和24年法律第205号)第30条の2 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和61年法律第66号)第2条第15号	<p>外国法事務弁護士が法人を設立して業務を行うことができるよう法改正すべきであるとの内外の要望が寄せられていることを踏まえ、法務省及び日本弁護士連合会は、平成20年5月、有識者等で構成される外国弁護士制度研究会を設置した。</p> <p>この外国弁護士制度研究会において、平成21年12月24日に報告書が取りまとめられ、弁護士及び外国法事務弁護士の業務に関し、次の2つの法人制度の創設を提言した。</p> <p>① 外国法事務弁護士のみが社員となり、外国法に関する法律サービスの提供を目的とする法人制度 ② 弁護士及び外国法事務弁護士が共に社員となり、法律サービス全般の提供を目的とする法人制度</p> <p>法務省では、この提言内容に沿った法制化の検討を行い、①の法人制度を創設することを内容とする法案を平成24年通常国会へ提出した。</p> <p>【平成23年3月30日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成24年度通常国会への法案提出を目指して対応」とされていたもの】</p>	平成24年通常国会に法案提出済み	法務省
722	貨物運搬車に積載された状態での輸入申告の可能化	関税法(昭和29年法律第61号)第67条	<p>貨物運搬車に積載された状態で国際フェリー等から船卸し等される貨物について、以下のことを要件として、当該貨物が貨物運搬車に積載された状態での申告を認めることとする。</p> <p>(要件) 検査を実施することになった場合に、必要に応じ、当該貨物を貨物運搬車から取卸し、所定の検査場所において検査を実施することができること。</p> <p>【平成23年3月30日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】</p>	平成24年1月より実施	財務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
9-128	市町村における民生委員の推薦手続きの簡略化	民生委員法(昭和23年法律第198号)第5条及び第8条	<p>平成23年11月29日閣議決定の「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」を受けて、民生委員の推薦手続きの簡略化等を内容とする法改正案を平成24年通常国会に提出した。(平成24年3月9日閣議決定)</p> <p>【平成23年3月30日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後(前向きに)検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】</p>	平成24年通常国会に改正法案を提出済	厚生労働省
9-129	医師等の医療技術研修、医療技術の研究開発又は医療機器の研究開発等の目的で死体を用いることが可能となるよう死体解剖保存法の運用の見直し・解釈の拡大を求める	死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)第1条、第2条、第7条、第9条、第17条、第19条、第21条	<p>死体解剖保存法の運用の見直し・解釈の拡大については、平成22年度厚生労働科学研究費補助金事業「サージカルトレーニングのあり方に関する研究」で、現行法の下で倫理面に配慮しつつ効果的な医療技術研修等を実施するための具体的方策について研究を行い、その成果として、死体による手術手技研修等の実施に必要な条件等に関し、「臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン(案)」が取りまとめられた。</p> <p>また、当該研究の結果を踏まえ、平成24年度予算案で、全国数か所の大学医学部をサージカルトレーニングセンターとして選定し、その取組の支援を行う「実践的な手術手技向上研修事業」を計上し、死体を利用し医師等の医療技術研修、医療技術の研究開発を行うことのできる環境整備を行う。</p> <p>【平成22年6月2日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後(前向きに)検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】</p>	平成24年度中	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
9-130	地域包括支援センターにおける介護予防サービス計画(ケアプラン)作成業務の委託件数制限の撤廃	介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の23第3項 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第12条第5号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第38号)第13条25号	社会保障審議会介護給付費分科会における議論等を踏まえ、居宅介護支援事業所への介護予防サービス計画の策定の委託制限(1人8件)を撤廃する旨を盛り込んだ省令改正を行った。 【平成22年6月2日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後(前向きに)検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	平成24年4月1日施行	厚生労働省
9-131	日本国内において診療行為を行える医師資格の特例措置	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和62年法律第29条)	①臨床修練制度の手続の簡素化、②年限(現行2年間)の弾力化を行うこと、③国内での診療について臨床修練目的の場合だけでなく医療技術の教授目的の場合や国際水準の共同研究目的の場合にも認めること、について平成22年度末に厚生労働省としての見直しの方針を取りまとめた。 また、社会保障審議会医療部会(平成23年12月開催)で取りまとめられた「医療提供体制の改革に関する意見」の中でも、臨床修練制度の見直しを行うべき旨が盛り込まれた。 厚生労働省としては、さらに詳細な制度設計を進め、できる限り早期に法案を提出したい。 【平成23年10月28日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後(前向きに)検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	平成24年以降でできる限り早期に法案提出	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
9-132	児童デイサービスにおける学校送迎	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)	<p>障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から児童デイサービスを廃止し、就学児を対象とする放課後等デイサービスが創設されることとなっている。</p> <p>障害福祉サービス等の報酬については、平成23年11月に厚生労働大臣政務官を主査とする報酬改定検討チームを設置し、公開の場で議論したところである。送迎に関することを含む放課後等デイサービスに係る報酬については、検討チームにおいて平成24年1月31日にとりまとめられた「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」において、「放課後等デイサービスが創設され、放課後等の支援に重点化されたことを踏まえ、(中略)学校と事業所との間の送迎を行った場合を報酬上評価する。」とされており、その内容を踏まえて平成24年3月に報酬告示を公布したところである。</p> <p>【平成23年10月28日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後(前向きに)検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】</p>	平成24年4月1日施行	厚生労働省
1149	商工会議所の定款変更に関する認可権限の都道府県への移譲	商工会議所法施行令(昭和28年制令第315号)第7条	<p>商工会議所の定款変更に関する認可権限のうち、「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」で特定広域団体に移譲されている認可権限について、地域主権戦略会議において提示される予定の広域的实施体制に移譲することとした。なお、地域主権戦略会議における結論を踏まえ、広域的实施体制に移譲する権限の範囲などについて適切に見直す。</p> <p>【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後(前向きに)検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成23年10月28日付構造改革特区推進本部決定において実施時期が「平成23年度中に結論」と改めて設定されていたもの】</p>	平成24年通常国会に国の出先機関の権限等の移譲に係る法案を提出予定	経済産業省

別紙7 規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項〔F分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
408	23GHz帯固定局(デジタル方式)の変調方式等に係る要件の緩和	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第58条の2の11	<p>平成21年度から平成22年度の2か年間で技術的検討を実施。当該検討結果を踏まえ、平成23年10月から情報通信審議会において、電波干渉などの悪影響を排除するための議論を開始した。情報通信審議会では、昨年に起きた東日本大震災を踏まえ、電波干渉だけではなく災害時における柔軟な利用形態を想定した広範な検討を行っていることから、引き続き議論を行う必要がある。平成24年度中に結論を得る予定。</p> <p>【平成22年1月29日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後(前向きに)検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成23年度中に結論」とされていたもの】</p>	平成24年度中に結論	総務省
806	職業能力開発短期大学校から大学への編入学	学校教育法(昭和22年法律第26号)第108条第7項、第122条、第132条等	<p>職業能力開発短期大学校等の大学以外の教育施設等における学修について、大学において単位として認定することが可能であるか、関係省庁と連携しつつ検討を行っており、中央教育審議会大学分科会大学教育部会において、平成23年度中を目処にその可否の結論を得るべく検討を行うとともに、当該検討結果に基づき、平成24年度中に関係法令等の見直しを行う。大学への編入学の今後のあり方については、単位認定制度の活用状況や中央教育審議会での議論等を踏まえて、関係省庁と連携しつつ、平成25年度中を目処に結論を得るべく速やかに検討を行う。</p> <p>【平成22年1月29日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成23年度中を目処に結論を得るべく、速やかに検討」とされていたもの】</p>	平成25年度中を目処に結論を得るべく、速やかに検討	文部科学省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
807	専修学校設置基準の緩和(生徒数の下限の緩和)	学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条第3号	<p>専修学校の生徒数の最低基準の在り方等については、今年度中に設置を予定している有識者会議において実態調査の結果を踏まえた議論を行う必要があり、平成24年度中を目処にその対応について結論を得るべく検討を行う。</p> <p>【平成22年3月25日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成23年度中を目途に結論を得るべく、速やかに検討」とされていたもの】</p>	平成24年度中を目途に結論を得るべく、速やかに検討	文部科学省
948	就労継続支援B型の対象者要件の緩和	<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日付障発第1031001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 第2-3-(5)-①</p>	<p>平成22年6月29日の閣議決定された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」にて「福祉的就労の在り方について、(略)、平成23年内にその結論を得る。」とあるため、この結論を踏まえて、平成23年内に結論を得ることとしたところであるが、制度全体との整合性の中で設計されることとなるため、現時点において、この要件についてのみ結論を出すことはできない。</p> <p>については、平成24年度予算案において計上した障害者就業・生活支援センターによる就労系障害福祉サービスの利用にかかるアセスメント及びその後の相談支援事業者との協議等にかかる課題を検討・整理するためのモデル事業を平成24年度中に実施し、その結果等を踏まえ平成25年中に結論を出すこととする。</p> <p>【平成23年10月28日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後(前向きに)検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成23年中に結論」とされていたもの】</p>	平成25年中結論	厚生労働省